

武田公認会計士事務所
武田雄治

[論点 5-1] について

「再評価モデル」を採用しないことの理由の一つとして、119 項では我が国が減価償却を通して適正な期間損益計算を行うことが主な目的であることを述べている。一方で、国際財務報告基準は、「資産負債アプローチ」の考え方を重視するため、資産・負債を公正価値で測定し、これにより情報の信頼性および目的適合性を満たす有用な情報の提供を提供することになる。つまり、国際財務報告基準は、ここにあげたような適正な期間損益計算を行うことを重視する「収益費用アプローチ」の利益概念を持たない基準である。

「再評価モデル」を採用しないことの理由として、適正な期間損益計算を行うこと我が国が重視することをあげるのであれば、なぜ資産除去債務の会計処理で「引当金処理」ではなく「資産負債両建処理」を採用したのか、正ののれんの会計処理で「規則償却不要説」を採用するのか、といった他の様々なコンバージェンスの議論と整合がとれないのではないか。つまり、「再評価モデル」を採用しないことの理由として、適切な期間損益計算を行うということを理由に挙げてはならないと考える。

ここでは、国際財務報告基準がなぜ「原価モデル」と「再評価モデル」の選択適用を認めているのかの理由を考察し、その上で「再評価モデル」の選択の是非を検討すべきではないか。

[論点 5-4] について

耐用年数を確定できない無形資産は償却を行わないとした場合において、既存の減損会計基準を準拠するかどうかについて論ずべきであり、「固定資産の減損に関する我が国の会計基準と国際的な会計基準との間の相違について、見直しの必要性を検討する」(170 項)ことは論点がズレているのではないか。